

# 平成27年度 港湾空港関係発注者支援業務説明資料

(注意)

※本資料に記載された内容は、説明会開催日時点のものです。今後変更する可能性があるため、公告される個別業務の入札説明書等にて十分にご確認して下さい。

平成 26 年 12 月 22 日

沖縄総合事務局 開発建設部  
港湾建設課

# － 目 次 －

1. サービス改革法による民間競争入札の概要	2
2. 発注者支援業務の発注方針	4
3. H27発注者支援業務における緩和措置	5
4. 過年度発注者支援業務における緩和措置	7
5. 発注者支援業務の主な業務概要	8
6. 競争参加資格要件の概要	9
7. 契約手続きスケジュール(案)	10
8. 発注者支援業務における競争参加資格要件	11
9. 発注者支援業務における総合評価方式	19
10. 暴力団排除に関する欠格事由の確認	23
11. その他留意事項	24

(参考)

・ 民間競争入札実施要領 (H26年12月)	25
・ 申請書の様式集	26
・ 共通仕様書及び積算基準	29

# 1. サービス改革法による民間競争入札の概要

## 1. 「民間競争入札」の導入

平成27年度発注者支援業務についても、昨年度に引き続き、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共 サービス改革法)」に基づく民間競争入札により実施する。なお、一部の案件について、複数年度契約(2年国債)として実施する。

※(参考)平成26年度の複数年度契約(2年国債)実績……6件

## 2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務は、これまで透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、内閣府に設置された第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

※平成26年12月18日 …… H27港湾空港関係発注者支援業務の実施要項の決定。

※発注者支援業務実施要領については、国土交通省港湾局HPで公表中です。

[http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_mn5\\_000023.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn5_000023.html)

### 港湾空港関係発注者支援業務実施要領

- 1)発注者支援業務(発注補助業務)民間競争入札実施要項(平成26年12月)
- 2)発注者支援業務(技術審査補助業務)民間競争入札実施要項(平成26年12月)
- 3)発注者支援業務(監督補助業務)民間競争入札実施要項(平成26年12月)
- 4)発注者支援業務(品質監視補助及び施工状況確認補助業務)民間競争入札実施要項(平成26年12月)

# 1. サービス改革法による民間競争入札の概要

## 3. 「民間競争入札」導入に伴う受注者が負う可能性のある責務等

### (1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる(公共サービス改革法第54条)。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
  - ・「公共サービス法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者。
  - ・正当な理由なく、「法第27条第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記③の刑を科されることとなる。

### (2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

## 2. 発注者支援業務の契約方針

沖縄総合事務局開発建設部が発注する港湾空港関係発注者支援業務については、平成26年度に引き続き、民間企業からの積極的な参加可能者数の拡大による競争性の確保・向上等を図りつつ、契約手続の適正化を推進しています。

### ◎サービス改革法に基づく民間競争入札(一部複数年度契約)の導入

さらなる民間事業者の積極的な参加を図るため、公共サービス改革法に基づく民間競争入札及び一部複数年度契約(2年国債)を導入する。(H24年度より実施済)

### ◎一般競争入札(総合評価落札方式)の導入

応募要件を満たす全ての企業が、価格と品質(価格力)による競争に参加できるように、全ての支援業務において一般競争入札(総合評価落札方式)を導入する。(H22年度より実施済)

### ◎設計共同体(JV)の導入

品質確保の向上及び企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、全ての支援業務において設計共同体による参加を導入する。(H22年度より実施済)

### ◎競争参加資格要件の緩和

所定の品質が確保できる範囲内において、企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、競争参加資格の緩和を図ります。(H22年度より実施済)

### ◎履行確実性評価の導入

調査基準価格が設定される業務においては、総合評価落札方式において履行確実性の評価を設定する。(H24年度より実施済)

### 3. H27年度発注者支援業務における緩和措置

港湾空港関係における発注者支援業務については、民間企業の参加可能者数の拡大による競争性のより一層の向上等を図るため、以下のとおり緩和措置を行っています。なお、過年度の緩和措置についてはP.7を参照下さい。

#### 1. 業務実績要件の緩和

<全業務分野共通>

○企業及び予定管理技術者に求める実績要件の期間

<過去10カ年> ⇒ <過去15カ年（H26完了予定も含む）>へ緩和

#### 2. 担当技術者の資格要件の緩和

<全業務が対象>

○実務経験が1年以上の取り扱い（複数年契約）

・複数年契約の場合は、業務が完了していない場合も、1年以上の従事期間であれば、実務経験として認める。

<品質監視補助業務、監督補助業務のみ> → <全業務に拡大>

○管理技術者に必要とされる同種・類似業務と同様の実務経験が1年以上。

<監理技術者として従事した工事> ⇒ <監理技術者又は主任技術者として従事した工事>に緩和

<発注補助業務、技術審査補助業務>

○1つの履行場所において、同一の技術者職種（土木・機械等）の担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。 ※別紙を参照

# 担当技術者の資格要件の緩和について

## ■ 担当技術者等の資格要件の緩和

(発注補助業務、技術審査補助業務に適用)

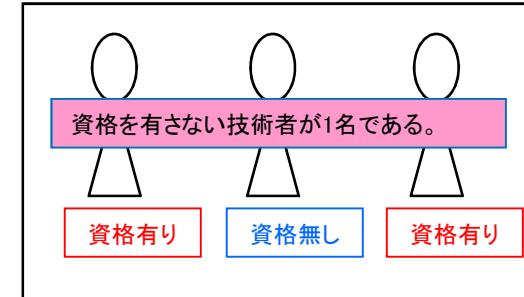
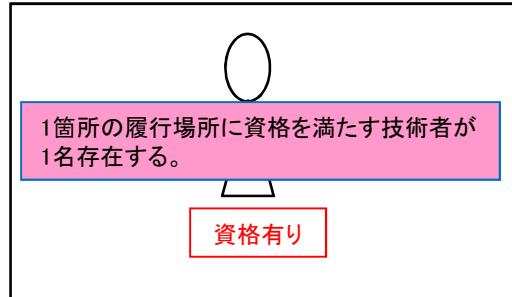
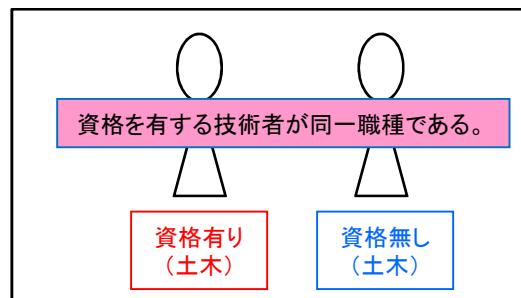
1箇所の履行場所において、同一の技術者職種（土木、機械等）の担当技術者を複数名配置する場合、  
**1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能**とする。

### 認められるケース

× × 発注補助業務

○○港湾事務所

A課

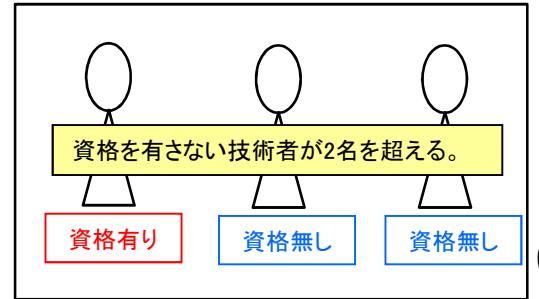
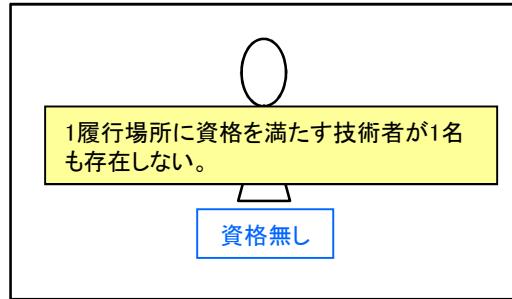
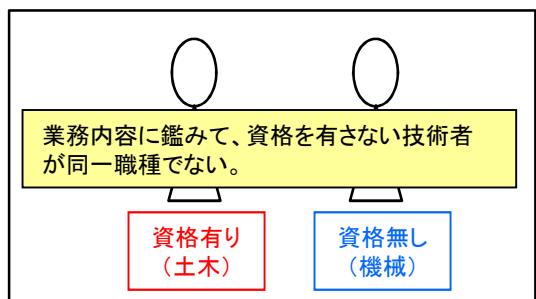


### 認められないケース

× × 発注補助業務

○○港湾事務所

A課



## 4. 過年度発注者支援業務における緩和措置

### (1) 配置予定技術者ヒアリングの原則廃止 (必要に応じて実施)

書類審査を原則とし、ヒアリングの実施時期の重複の影響を避けることにより、複数応募意欲の向上を促す観点から、技術者ヒアリングを原則実施しない。

### (2) 暴力団排除に関する資料提出の簡素化 (様式【1】、【2】のみ提出)

なお、警察庁への意見聴取に際し、必要に応じて、意見聴衆に必要な書類(住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等)の確認書類の提出を求める場合がある。

### (3) さらなる情報提供 (過年度の応札状況)

民間企業のさらなる参入促進の一環として、過去の応札状況を新たに追記した。  
(別紙3・従来の実施状況に関する情報の開示に追記)

### (4) 管理技術者と担当技術者の兼任緩和 (監督・品質監視のみ)

従来、管理技術者と担当技術者の兼任について、は原則認めないものとしたが、監督補助及び品質監視等補助業務については、緊急時等やむを得ない場合の短期間にについては認めるものとした。

### (5) 担当技術者の資格要件の緩和 ⇒(H27より全業務に拡大)

従来、資格要件のうち、港湾(又は空港)工事の実務経験については、監理技術者のみとしていたが、全ての発注者支援業務において、監理技術者に加えて主任技術者の実務経験も認めることとした。

## 5. 発注者支援業務の主な業務概要

### (1) 発注者支援業務の主な業務概要

港湾空港関係発注者支援業務の主な業務内容は以下の通りとしますが、具体的な内容については、各業務の特記仕様書等で確認して下さい。

区 分	主 な 業 務 内 容
発注補助業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 積算に必要な現地調査</li> <li>2. 工事発注図書及び数量総括表(数量計算書)の作成</li> <li>3. 積算根拠資料の作成</li> <li>4. 積算システムへの積算データ入力</li> </ol>
監督補助業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等</li> <li>2. 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成</li> <li>3. 請負工事の安全対策の確認等</li> <li>4. 工事契約上に重大な事案等が発見された場合や災害発生時の対応等</li> </ol>
技術審査補助業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事発注資料の作成(入札公告)</li> <li>2. 競争参加資格確認申請書等の分析・整理</li> <li>3. 総合評価項目の分析・整理</li> </ol>
品質監視等補助業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 請負工事の施工状況の照合等</li> <li>2. 工事検査等への臨場</li> <li>3. 工事契約上重大な事案等が発見された場合や災害発生時の対応等</li> </ol>

## 6. 競争参加資格要件の概要

### (1) 入札参加者(企業)及び管理技術者に求める実績要件

#### ① 入札参加者(企業)に関する要件

- ・原則として、「港湾・空港工事に関する建設コンサルタント業務、又は測量・設計等」の受注実績で応募が可能とする。また、設計共同体は上記の受注実績をそれぞれの構成員が有すること。

#### ② 予定管理技術者に関する要件

- ・港湾・空港の工事に関する発注者支援業務、港湾・空港の工事に関する設計又は施工に関する業務(発注機関は問わない)の受注実績に加えて、港湾・空港工事に監理技術者として従事した実績でも応募が可能とする。

- ・業務の管理技術者、又は担当技術者として従事した実績でも応募が可能とする。(照査技術者を除く)
- ・下請、出向又は派遣、再委託等により行った業務実績でも応募が可能とする。

### (2) 技術者(管理技術者及び担当技術者)に求める資格要件

- ・一般的に認知されている資格(技術士・RCCM・土木施工管理技士等)にて応募が可能とする。また、担当技術者については、1年以上の実務経験や10年以上の行政経験も資格として認める。

### (3) 中立性要件

- ・発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の請負者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して中立性に関する要件を設定する。

### (4) 管理技術者の直接雇用関係

- ・履行期間中における企業と管理技術者の直接雇用関係を求める要件を設定する。

## 7. 契約手続きスケジュール(案)

◎H26年12月22日 発注予定情報公表中(新聞・HP・PPI公表)

(技術審査補助業務2件、品質監視等補助業務3件、発注補助業務4件、監督補助業務4件)

◎入札・開札までの具体的な日程

H26年12月下旬 入札手続開始の公告

※提出先が2カ所になりますので  
注意してください。

H27年1月下旬 申請書、技術提案書の提出期限(※各発注担当部署へ)  
暴力団排除に関する資料の提出期限(※開発建設部管理課へ)

H27年2月上旬 管理技術者ヒアリング (原則実施しない)

H27年2月中旬 入札・開札及び履行確実性の確認

H27年3月上旬 落札予定者の決定

H27年4月1日 契約予定(履行開始予定)

注)詳細な日程については入札公告等で確認すること。

## 8. 発注者支援業務における競争参加資格要件

### (1)入札参加者(企業)に要求される資格要件

#### 1)単体企業の参加資格要件

- ① 公共サービス改革法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 沖縄総合事務局における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務の一般競争参加資格の定期受付に係る申請を行っていること。なお、平成27年4月1日までに上記一般競争参加資格の認定を受けなければならない。
- ④ 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等の指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者等又はこれに準ずる者として、公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 2)設計共同体(JV)の参加資格要件

上記1)単体企業の参加資格要件を満足する者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、沖縄総合事務開発建設部長から設計共同体としての競争参加者の資格認定を開札時までに受けているものであること。

※設計共同体(JV)としての認める業務区分に留意すること。

#### 3)入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に資本関係や人的関係、又は入札が阻害される基準に該当する関係がないこと。

## 8. 発注者支援業務における競争参加資格要件

### (2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

#### 1) 中立・公平性に関する要件

##### ① 入札に当たっての参加資格要件(事前制限)

・本業務の履行期間中に工期がある当該業務対象工事(業務)に参加している者及びその参加していると資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来ない。

ex) A港××築造工事を受注中(4月以降も施工する)の場合⇒A港××築造工事を担当するA港〇〇補助業務には参加できない。

##### ② 受注後の他業務への入札に関する事後制限(※参加資格要件には該当しない)

・本業務を受注した受注した者及びその受注者と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の対象工事(業務)に参加してはならない。

・本業務に担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の対象工事(業務)に参加してはならない。

ex) B港〇〇補助業務を受注した場合⇒B事務所が発注するB港△△工事(業務)に参加できない。

#### 2) 業務実施体制に関する要件

① 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

② 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

③ 設計共同体(JV)の場合は業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

④ 業務内容(量)に対して、担当技術者数が明らかに不足していないこと。

#### 3) その他(監督補助・品質監視及び施工状況確認補助業務)

本業務における連絡体制として、調査職員の指示が管理技術者に円滑かつ正確に伝えられるとともに、速やかに対応する体制がとられていること。

# (参考)中立・公平性に関する要件

## ◎中立・公平性に関する要件におけるイメージ

### ①入札に当たっての参加資格要件(事前制限)

- 本業務の履行期間中に工期がある当該業務対象工事(業務)に参加している者及びその参加していると資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来ない。

	発注者支援業務(平成27年4月~)					備考
	那覇港	中城湾港	那覇空港	平良港	石垣港	
那覇港(●●地区) × × 築造工事を受注中(H27年4月以降も施工する場合)	×	○	○	○	○	
石垣港(▲▲地区) ○○ 業務工事を受注中(H27年4月以降も施工する場合)	○	○	○	○	×	

### ②受注後の他業務への入札に関する事後制限

- 本業務を受注した受注した者及びその受注者と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の対象工事(業務)に参加してはならない。

- 本業務に担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の対象工事(業務)に参加してはならない。

	対象工事及び業務(平成27年4月~)					備考
	那覇港	中城湾港	那覇空港	平良港	石垣港	
那覇港発注補助業務を受注した場合	×	○	○	○	○	
平良港監督補助業務を受注した場合	○	○	○	×	○	

平成27年度発注者支援業における設計共同体(業務実施体制に関する要件)として認める業務区分は、以下に示すとおりである。

○設計共同体として認める業務の区分

区分	認める業務区分	備 考
1)業務による区分	・監督補助/技術審査補助/発注補助/品質監視補助 等	
2)事業による区分	・港湾/海岸/空港 等	
3)区域による区分	・出張所、分室単位 ・港湾単位 ・空港単位 ・港区、地区単位	
4)施設による区分	・岸壁/防波堤/泊地 等	
5)工事による区分	・工事毎等	

## 8. 発注者支援業務における競争参加資格要件

### 3)企業の業務実績に関する要件

・競争参加資格申請書を提出する者(企業)は、**平成12年度以降**に完了した**港湾・空港工事に関する業務実績**(H26完了予定も含む)を有すること。ただし、地方整備局(港湾空港)及び沖縄総合事務局(港湾空港)が発注した業務については、業務成績点が60点未満は実績として認めない。

区分	競争参加資格要件	備考
発注補助業務 技術審査補助業務 監督補助業務 品質監視等補助業務	◎港湾・空港の工事に関する建設コンサルタント業務、又は測量・調査業務を実施した実績※  ※発注者支援業務(発注補助、監督補助、検査補助、etc等)も含まれます ※発注機関は問わない。	◎港湾空港に関する業務に限る。

注)各業務の特性により今後見直しを行う場合もありますので詳細は入札公告等で確認すること

## 8. 発注者支援業務における競争参加資格要件

### (3)配置予定技術者(管理技術者・担当技術者)に対する要件

#### 1) 予定管理技術者の資格に関する要件

予定管理技術者の資格要件については、原則として以下の通りですが、業務内容の特性により今後見直しを行う場合がありますので、詳細は入札公告等にて確認して下さい。

区 分	資 格 要 件
発注補助業務	1. 技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)
技術審査補助業務	2. 一級土木施工管理技士
監督補助業務	3. 土木学会特別上級技術者、上級技術者又は一級技術者
品質監視等補助業務	4. 公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は(Ⅱ) 5. 発注者支援技術者 <sup>注)</sup> 6. RCCM(港湾及び空港部門)又は同等の能力有する者 7. APECエンジニア(業務に関する該当部門)

注)発注者支援技術者とは、公共工事の品質確保に関する地方協議会等が認定した技術者をいう。

#### 2) 予定管理技術者の恒常的雇用関係

予定管理技術者は、契約締結から業務完了までの履行期間中に本業務の受注者と**直接的雇用関係**がなければならない。

※資料提出期限までに直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結までに成立する趣旨の証明書等を提出すること。

## 8. 発注者支援業務における競争参加資格要件

### 3) 管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

- ・下記に示される「同種又は類似業務」について、平成12年度以降に完了した港湾・空港に関する業務実績(H26完了予定も含む。)を有すること。
- ・同種又は類似業務の実績は、管理技術者だけではなく担当技術者として従事したものも認める(照査技術者は除く)。発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣、再委託により行った業務実績についても認める。

区分	競争参加資格要件	備考
発注補助業務	(同種) ◎港湾・空港の工事に関する発注者支援業務	・地方整備局(港湾空港)及び沖縄総合事務局(港湾空港)が発注した業務及び工事については、業務成績点が60点未満、工事成績点が65点未満の場合は実績として認めない。
技術審査補助業務		
監督補助業務	(類似A) ◎港湾・空港の工事に関する設計又は施工に関する業務	
品質監視等補助業務	(類似B) ◎港湾・空港の工事に監理技術者として従事した実績	

注)各業務の特性により今後見直しを行う場合もありますので詳細は入札公告等で確認すること

### 4) その他(管理技術者)

- ・管理技術者と担当技術者との兼任は原則認めない。  
※監督補助業務及び品質監視補助業務については、緊急時等やむ得ない短期間を除く
- ・設計共同体(JV)により実施する場合は、その代表者の構成員から配置すること。

## 8. 発注者支援業務における競争参加資格要件

### 5) 担当技術者の資格に関する要件

担当技術者の資格要件については、原則として以下の通りですが、業務内容の特性により今後見直しを行う場合があります。なお、詳細は入札公告等にて確認して下さい。

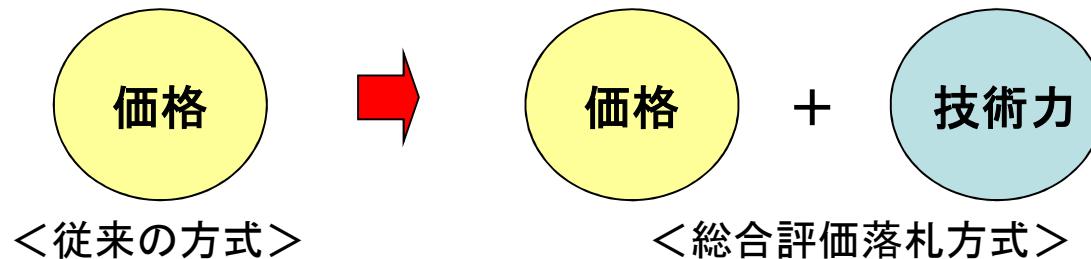
区分	資格要件
発注補助業務	(港湾土木の事例※)
技術審査補助業務	1. 技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門)
監督補助業務	2. 一級又は二級土木施工管理技士
品質監視等補助業務	3. 土木学会特別上級技術者、上級技術者、一級又は二級技術者 4. 公共工事品質確保技術者(I)又は(II) 5. 発注者支援技術者 <sup>注)</sup> 6. RCCM(港湾及び空港部門)又は同等の能力を有する者 7. APECエンジニア(業務に関する該当部門) 8. 「管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」と同様の実務経験が1年以上の者 <b>※類似Bは、監理技術者に加え主任技術者として従事した実績も認める</b> <b>複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば業務経験を有するものとして判断する。</b> 9. 港湾・空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者
※上記事例は、業務内容が港湾土木工事に関する資格要件です。詳細は入札公告等で確認して下さい。	

注)発注者支援技術者とは、公共工事の品質確保に関する地方協議会等が認定した技術者を示す。

## 9. 発注者支援業務における総合評価方式

### (1) 総合評価方式とは？

「総合評価落札方式」とは、応札価格と価格以外の要素（技術力）を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とすることにより、「価格と「技術力」が総合的に優れた事業者を選定する方式のことである。



### (2) 落札者の決定方法（評価値の算定方法）

総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格評価点と技術評価点の合計値（評価値）が最も高いものを落札者とする。

- ・評価値 = 価格評価点 + 技術評価点
- ・価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)
- ・技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)  
× (履行確実性度  $\alpha$ )※

（※履行確実性の評価は別紙を参照）

## 9. 発注者支援業務における総合評価方式

### (3) 総合評価方式における評価項目

#### 1) 予定管理技術者の経験及び能力

- ① 予定管理技術者の資格
- ② 予定管理技術者の専門技術力(業務経験)
- ③ 予定管理技術者の情報収集力(地域精通度)      ※監督補助・品質監視補助のみ

#### 2) 予定担当技術者の経験及び能力

- ① 予定担当技術者の専門技術力(業務経験)

#### 3) 実施方針

#### 4) 評価テーマに対する技術提案

】 **※履行確実性を評価する。**

※技術提案等の履行の確保を厳格に評価するため、「**履行確実性**」の評価(ヒアリング等)を行い、技術評価を行う。

※発注者支援業務のさらなる品質確保の向上を図るため、**予定担当技術者の専門技術力(業務経験)を評価項目**とする。(H23年度より)

なお、同種又は類似業務の実績のある予定担当技術者を記載した場合、総合評価において優位に評価します。但し、契約時点で記載した内容を満足しない場合は業務成績点の減点措置を行う。

### (4) 品質確保対策(第三者照査)

低入札価格調査等を経て契約した業務については業務の品質確保を図ることを目的とし、仕様書において定める照査に加えて、**契約相手方の負担により第三者照査を実施すること**を義務づけする。

# (別紙1)技術提案等に係わる履行確実性の評価

調査基準価格が設定される業務(1,000万円以上)においては、技術提案等の履行の確保を厳格に評価するため、評価項目に新たに「**履行確実性**」を加えて技術評価を行う。

確実性の審査は、競争参加資格申請書(履行確実性の審査に必要な部分に限る)、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料を基に行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合に、その**履行確実性度( $\alpha$ )**に応じて付与する。



◎審査結果を基に、履行確実性の評価を行い、評価に応じて「履行確実性度( $\alpha$ )」を付与する。

評価	A	B	C	D	E	備考
履行確実性度( $\alpha$ )	1.0	0.75	0.5	0.25	0.0	

## (別紙2)品質確保対策(第三者照査)について(試行)

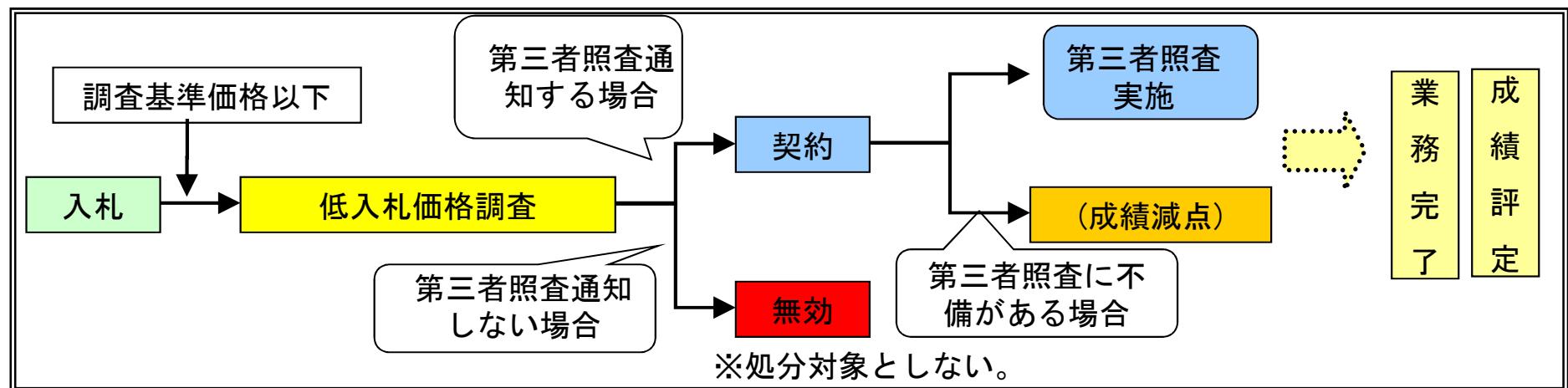
### (概要)

低入札価格調査等を経て契約した業務について、業務の品質確保を図ることを目的とし、仕様書において定める照査に加えて、契約相手方の負担により第三者照査を実施することを義務づけを試行する。

### (試行対象業務)

#### (1) 予定価格が1,000万円を超える業務

- ・低入札価格調査に係る資料の提出期限までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知する。  
**通知の無い場合は**、競争契約入札心得の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、**入札無効**とする。
- ・発注者に通知がある場合、業務完了報告書提出までに第三者照査が適切に履行されない時は、その状況に応じて業務成績評定点の減点措置を行う。



#### (2) 予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務

- ・業務完了報告書提出までに第三者照査が適切に履行されない時には、その状況に応じて業務成績評定点の減点措置を行う

# 10. 暴力団排除に関する欠格事由の確認

発注者支援業務等に係る入札については、競争の導入による公供サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第2条第7項に規定する民間競争入札の対象となっているため、**暴力団排除に関する欠格事由**(法第10条第4号及び第6号から第9号までに規定する内容であって、法第15条において準用する場合)に関し、入札に参加する事業者がそれらに**該当するか否かを確認(警察庁へ意見聴取)**することになっています。

そのため、発注者支援業務等への入札への参加をお考えの事業者におかれでは、下記の資料の提出が必要となります。

## 1. **全ての入札参加者が競争参加資格確認申請時に提出する資料**

- ①(様式【1】)確認用電子データ作成様式
- ②(様式【2】)入札参加事業者確認資料送付書
- ③(様式10)暴力団に該当しない等の誓約書  
※①②は開発建設部管理課へ提出、③は各発注担当部署へ提出

## 2. **当局の求めに応じて提出する資料**

- ①警察庁への意見聴取に必要な書類  
(住民票の写し、戸籍抄本、登記事項証明書等)  
※当局の求めに応じて提出

☆H27年度申請に係わる資料は沖総局HPにて公表予定

[http://www.dc.ogb.go.jp/kaiken/keiyaku/kaiken\\_keiyaku\\_keiyaku.html](http://www.dc.ogb.go.jp/kaiken/keiyaku/kaiken_keiyaku_keiyaku.html)

## ※詳細は別紙-2を参照

様式【2】

平成 年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

(郵便番号)  
入札参加事業者 住 所

電話番号 ( ) -

商 号  
又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者氏名)

法定代理人  
氏 名

## 入札参加事業者確認資料送付書

意見聴取対象者に係る確認資料を送付します。なお、この書面及び提出資料の記載事項は、事実に相違ありません。

### (留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面に確認用電子データの内容を印刷したものを添付するとともに、当該確認用電子データを記憶させたCD-R等の提出をお願いします。

## 11. その他留意事項等

### 1) 業務実施に当たっての留意事項

- 業務の遂行に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備すること。  
執務室(デスク、保管庫等を含む)、業務用車輛、業務に必要な市販図書、作業服、安全靴、  
ヘルメット、電子機器(パソコン、コピー機等)、セキュリティー対策……等

○なお、特記仕様書において当局の備品・物品(交通船舶等)を使用して良い旨の記載を行う場合があります。具体的な内容については、各業務の入札説明書や特記仕様書にて確認してください。

### 2) 申請書提出時の留意事項

- システムにより競争参加申請書を提出する場合において、異なった提出先(件名が異なる提出先)の場合は、書類不備として扱うので留意すること。(競争参加資格を認めない)  
(例)消波ブロック製作工事と被覆ブロック製作工事を同時に提出しているが、提出先が異なっていた。  
(消波ブロック製作工事の申請資料を被覆ブロック製作工事へ提出、被覆ブロック製作工事の申請資料を消波ブロック製作工事へ提出していた)

# (参考)発注者支援業務 民間競争入札実施要項

内閣府 沖縄総合事務局

※国土交通省港湾局HPで公表しています。

詳細はHPでご確認下さい。

[http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_mn5\\_000023.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn5_000023.html)

## 発注者支援業務（発注補助業務） 民間競争入札実施要項

平成26年12月

国土交通省、内閣府

### 目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	3
1.1 対象公共サービスの詳細な内容	
1.2 確保されるべき対象公共サービスの質	
2. 実施期間に関する事項	8
3. 入札参加資格に関する事項	8
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	12
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	14
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	19
7. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	19
8. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項	22
9. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	23
10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	23

# (参考)競争参加資格確認申請書の様式集

## (1)競争参加資格申請確認書(技術資料) (提出先⇒各発注担当部署)

番号	名称	備考
様式－1	競争参加資格確認申請書	
様式－2	企業の業務実績	
様式－3	配置予定管理技術者等の経歴等	※保有資格、近隣地域の経験
様式－4	配置予定管理技術者の同種又は類似の実績	
様式－5	業務実施体制	
様式－6	配置予定担当技術者の実務経験	
様式－7	業務の実施方針	
様式－8	評価テーマに対する技術提案	※複数の場合は、それぞれ記載
様式－9	中立性に関する要件	
様式－10	法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと等を示す誓約書	※暴力団に該当しない(再委託しない)誓約書

※入札説明書、様式中の記載内容を十分に確認し、添付漏れや記載漏れに十分に注意すること。

※不明な部分が生じたら、発注機関に文書にて問い合わせすること。

## (2)暴力団排除に関する欠格事由の確認 (提出先⇒開発建設部管理課)

番号	名称	備考
様式【1】	確認用電子データ作成様式(エクセル電子データ)	
様式【2】	入札参加事業者確認資料送付書	
その他	警察庁への意見聴衆に必要な書類(住民票の写し、戸籍抄本、登記事項証明書等)	※当局の求めに応じて提出

# (参考)競争参加資格確認申請書の添付資料

内閣府  
沖縄総合事務局

※提出資料(添付資料を含む)・TECRIS/CORINS登録で確認できない場合は、欠格又は無評価(0点評価)とするので十分に注意すること。

## 1. 企業の業務実績及び配置予定技術者の資格業務経験が証明できる資料の写し

- 1) 企業の業務実績及び配置予定技術者の業務経験が確認できる資料として、(財)日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)又は工事実績情報サービス(CORINS)」に登録され、業務内容が確認できる場合は、その出力データを証明資料として添付すること。(業務内容が確認できない場合は2)による)
- 2) 測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)又は工事実績情報サービス(CORINS)」に未登録の場合は以下の通り。
  - ①過去に受注した業務実績として記載した業務が確認できる資料(契約書、特記仕様書、業務計画書等)の写しを添付すること。
  - ②配置予定管理技術者の同種又は類似の業務経験として記載した業務が確認できる資料(契約書、特記仕様書、経歴書、管理技術者届、業務計画書等)の写しを添付すること。なお、下請、出向又は派遣、再委託により行った業務実績の場合は、その旨が証明できる資料の写しを添付すること。また、発注者の立場として業務に従事した場合は、その業務に従事したことが類推できる経歴書等を添付すること。

## 2. 配置予定管理技術者の有する資格等が証明できる書類を添付すること。

## 3. 配置予定管理技術者の直接雇用関係が証明できる資料を添付すること。なお、直接雇用が成立していない場合は、契約締結日までに成立する趣旨の証明書等を添付すること。

※上記1~3について、担当技術者は添付資料の提出は必要ありません。

## (参考)添付資料(健康保険証等)のマスキング

健康保険証等は、社会信用度の高い身分証明書となっており、個人情報の保護や不正行為(医療機関への不正受給、金融機関からの不正借り入れ等)を未然に防止する等の観点から、以下のとおり取り扱いをお願い致します。

- 1) 健康保険証の写しを添付する場合は、**最低限必要な部分のみを明示**するように、不必要的部分は、**必ず黒塗り(塗り潰し)**をして下さい。
- 2) なお、その他公的機関が発行した書類で継続雇用が確認できる書類を添付する場合も、同様に必要な部分以外は、**黒塗り(塗り潰し)**をして下さい。

(健康保険証の写しを提出する場合の黒塗り例)



(確認に必要な部分)

1. 氏名
2. 生年月日
3. 資格取得年月日
4. 所属事業所名

印影も黒塗り

# (参考)共通仕様書及び積算基準

## ～国土交通省(本省)港湾関連事業の公共調達制度に係るホームページ～

港湾関連事業の実施に係る透明性の確保を、更に迅速且つ強化する観点から、各種基準類、マニュアル類の改訂や運用のための通達等について、国土交通省港湾局ホームページにて公表しています。

[http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_tk5\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000007.html)

(平成26年12月現在)

### ◎積算基準等に係る情報

1. 契約変更事務ガイドライン(案)
2. 見積参考資料の開示に係る当面の運用について
3. 港湾等発注者支援業務積算基準(平成26年度版)
4. 水中部施工状況調査積算基準について
5. 工事請負標準契約書第25条第5項の運用について
6. 維持管理計画書策定費及び現地調査費積算基準(暫定案)について
7. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更について
8. 「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」の主要改訂内容(概要)について
9. 「港湾請負工事積算基準」の平成25年度標準賃金について
10. 海象観測データ信頼性維持検討業務積算基準(暫定案)について
11. 港湾整備に係る沿岸気象海象情報の予測情報等提供業務積算基準(暫定案)について

### ◎施工基準等に係る情報

1. 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(平成25年3月)
2. 発注者支援業務共通仕様書(平成24年12月)
3. 水中部施工状況調査の手引き(平成23年1月)
4. 設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領
5. 請負業務成績評定要領
6. 請負業務成績評定基準
7. 港湾工事共通仕様書(平成25年3月)
8. 施工プロセス検査等に係る運用ガイドライン【平成24年度版】
9. 請負工事監督・検査事務処理要領
10. 請負工事成績評定要領
11. 請負工事成績評定基準

注)今後、改正される場合がありますのでご留意下さい。

# (参考)共通仕様書及び積算基準

## 港湾等発注者支援業務共通仕様書(H24年12月改訂版)

### 港湾等発注者支援業務共通仕様書

平成24年12月

#### 第1編 総 則

##### 第1章 共通編

###### 1－1－1 適用範囲

- 1) 港湾等発注者支援業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、港湾及び海岸工事に係る発注者支援業務（以下「業務」という。）に関する契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためにものである。
- 2) この共通仕様書の適用は、契約書に添付されている特記仕様書の定めによるものとし、契約書に添付されている図面、特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
- 3) 本業務の書類の様式等については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局）に準ずるものとする。

###### 1－1－2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「**契約図書**」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 2) 「**契約書**」とは、発注者支援等業務契約書をいう。
- 3) 「**設計図書**」とは、仕様書（数量総括表含む）、図面、入回答書をいう。
- 4) 「**仕様書**」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらに基準を含む。）を総称している。
- 5) 「**共通仕様書**」とは、契約図書の内容について統一的な統一的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
- 6) 「**特記仕様書**」とは、共通仕様書の他に、個々の契約に際して、調査場所、履行期間、適用する共通仕様書、制約条件、業種内容等を記載した図書をいう。
- 7) 「**図面**」とは、契約図書に添付された図面をいう。なお、図面に指示した図面及び受注者が提出し、調査職員が承諾した図面をいう。
- 8) 「**入札説明書**」とは、発注者が入札公告時に入札参加資格を説明するために公表した書面をいう。
- 9) 「**質問回答書**」とは、質問受付時に入札参加者が提出した質問に回答し、契約書に添付された書面をいう。
- 10) 「**発注者**」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 11) 「**受注者**」とは、業務の実施に関し、発注者と業務契約を締結した個人若しくは会社、その他の法人又は、法令の規定により認められたその一般継承人をいう。
- 12) 「**調査職員**」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知した者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。
- 13) 「**総括調査員**」とは、「設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領」（以下「**事務処理要領**」といふ。）に定める監督総括業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は協議及び契約書、設計図書の記載内容に関する確認、承諾、回答のうち重要なものの処理、並びに、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法第35号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任調査員及び調査員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。

※詳細は国土交通省港湾局HPで確認して下さい。

今後、改正される場合がありますのでご留意下さい。

14) 「**主任調査員**」とは、「事務処理要領」に定める主任監督業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものは除く。）の処理及び契約書、設計図書の記載内容に関する確認、承諾、回答のうち（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、並びに、業務の進捗の確認、設計図書の記載内容との照合その他の契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括調査員に報告を行うとともに、調査員の指揮監督を行う者をいう。

15) 「**調査員**」とは、「事務処理要領」に定める一般監督業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理及び契約書、設計図書の記載内容に関する確認、承諾、回答のうち軽易なものの処理及び業務の進捗の確認、設計図書の記載内容との照合その他の契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）並びに、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任調査員への報告を行う者をいう。

16) 「**検査職員**」とは、契約書第33条第2項の規定に基づき業務の完了検査及び指定部分検査の都度、発注者が選任した者をいう。

17) 「**管理技術者**」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の管理をつかさどる者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

18) 「**担当技術者**」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、管理技術者のもとで業務を担当する者であって受注者が定めた者をいう。

19) 「**管理技術者等**」とは、受注者が定め発注者に通知した者であり、管理技術者及び担当技術者を総称している。

とは、当該業務に関する技術上の知識を有する者で、した者をいう。

の履行について技術上の照査をつかさどる者で、契約めた者をいう。

き調査職員が管理技術者に対し、業務の遂行上必要なさせることをいう。

と受注者は管理技術者の間で、業務の遂行に関する事をいう。

等が発注者又は調査職員に対し、業務の遂行に係わることをいう。

事項について、発注者又は調査職員と受注者又は管理技う。

をもって問うことをいう。

って答えることをいう。

り定めに基づき、発注者又は調査職員と受注者又は管理技得ることをいう。

25) 「**提出**」とは、発注者若しくは調査職員が受注者若しくは管理技術者が発注者若しくは調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

30) 「**書面**」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを作成する。別に様式の定めのある場合は、これによるものとする。緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

31) 「**打合せ**」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために調査職員と管理技術者が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

32) 「**修補**」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

33) 「**検査**」とは、契約書第33条に基づき受注者が履行した契約内容について、検査職員が契約書に基づき契約の履行を確認することをいう。

# (参考)共通仕様書及び積算基準

## 港湾等発注者支援業務積算基準

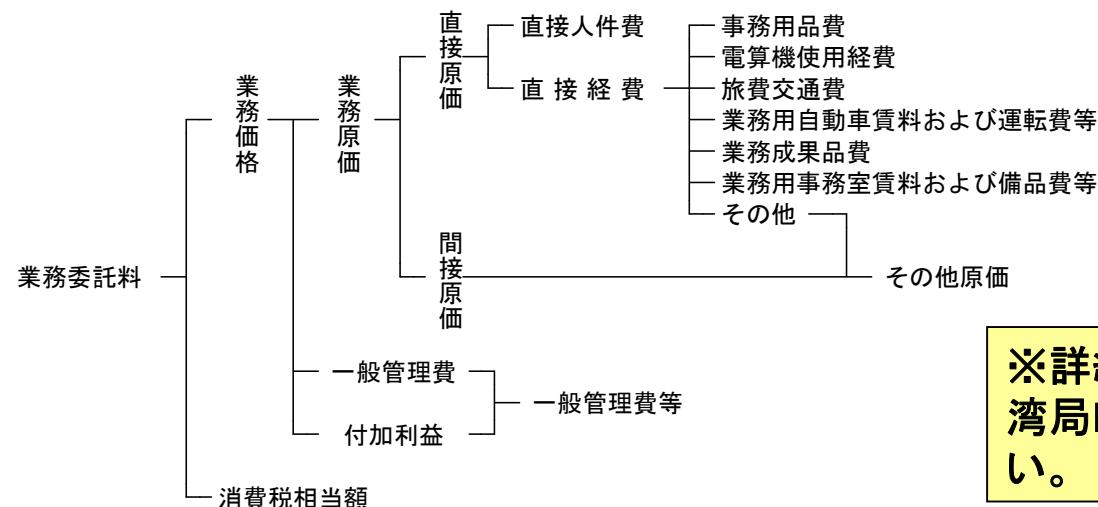
### 第1章 総則

#### 1-1 適用範囲

この積算基準は、国土交通省（港湾空港関係に限る）が発注する港湾および海岸工事に係る発注者支援業務を発注する場合に適用する。発注者支援業務とは、発注補助業務、技術審査補助業務、品質監視補助業務、施工状況確認補助業務および監督補助業務をいう。

#### 1-2 業務委託料

##### (1) 業務委託料の構成



#### ○業務委託料の積算方法

$$\begin{aligned}
 \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\
 &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) \times (1 + \text{消費税率})
 \end{aligned}$$

※設計業務委託等技術者単価については国土交通省HPを参照下さい。

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/tanka.html>